

市からのお知らせ

くらし

愛知県後期高齢者医療制度 協定保養所利用助成事業 (令和7年度)

後期高齢者医療制度被保険者のみなさんの健康の保持・増進を目的に、次の協定保養所(別表参照)に宿泊する場合、1人1泊につき1,000円を助成します(令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間で、全保養所合わせて最大4泊まで利用できます)。

場所	協定保養所名
蒲郡市	サンヒルズ三河湾 ☎0533(68)4696
江南市	すいとぴあ江南 ☎0587(53)5555 (予約専用)
豊田市	豊田市 百年草 ☎0565(62)0100
東浦町	あいち健康の森 プラザホテル ☎0562(82)0211
長野県 (王滝村)	おんたけ休暇村 セントラル・ロッジ ☎0264(48)2111

利用方法／利用される方は、直接協定保養所へ申し込んでください。その際「愛知県後期高齢者医療制度の被保険者」であることを伝えてください。

宿泊当日、利用される保養所の窓口で次の①～③のいずれか(①後期高齢者医療の保険証、②資格確認書、③マイナンバーカード+資格情報のお知らせ)および利用カード(初回利用時に保養所にて交付)を提示し、利用カードに押印を受けてください。精算時に利用料金に対し、1,000円を助成します。

☎愛知県後期高齢者医療広域連合給付課 ☎052(955)1205

くらし

6月1日は人権擁護委員の日です

人権擁護委員はあなたの街の身近な相談パートナーです。

差別や暴行、虐待、職場でのセクハラやパワハラ、体罰やいじめ、インターネットによる誹謗中傷などでお悩みの方は、下記相談窓口へお気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は厳守します。

【全国共通相談ダイヤル】

取扱時間 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)

・みんなの人権110番

☎0570(003)110

・こどもの人権110番

☎0120(007)110

(通話料無料)

・女性の人権ホットライン

☎0570(070)810

【インターネット人権相談】

☎<https://www.jinken.go.jp/>

【LINEによる人権相談】

公式アカウント:

@linejinkensoudan

アカウント名:「法務局

LINEじんけん相談」

☎名古屋法務局津島支局

☎(26)2423



くらし

意見募集の結果を公表します ～パブリックコメント結果～

策定した計画は担当課窓口および市ホームページでご覧いただけます。今後は、この計画に基づいて事業を進めていきます。



計画名	募集期間	意見提出 人数・件数
佐屋駅周辺整備基本計画 ☎都市計画課 ☎(55)7126	令和6年12月16日(月) ～1月17日(金)	17人・ 34件
愛西市こども計画 ☎子育て支援課 ☎(55)7118	1月7日(火) ～2月5日(水)	4人・ 11件
愛西市健康日本21計画 ☎健康推進課 ☎(28)5833		1人・ 1件
愛西市シティプロモーション戦略 ☎シティプロモーション課 ☎(55)7129	1月30日(木) ～2月28日(金)	1人・ 1件

くらし

自動車税種別割の 納付をお忘れなく

6月2日(月)は、自動車税種別割の納期限です。

4月1日現在で自動車をお持ちの方に対し、4月30日(水)に県税事務所から納税通知書を発送しますので、お近くの県税事務所、金融機関、コンビニエンスストア等で納付してください(納付場所は、納税通知書の裏面をご確認ください)。

また、パソコンやスマートフォンなどを利用して、クレジットカード(決済手数料がかかります)やインターネットバンキング、スマートフォン決済アプリでも納付していただけます。

なお、名義変更や廃車などの手続を他の人に依頼した自動車について、納税通知書が届いた場合は、それらの手続が3月末日までに行われていないことが考えられますので、依頼先にご確認ください。

また、転居などにより納税通知書が届かないときは、管轄の県税事務所にご連絡ください。

☎西尾張県税事務所

☎0586(45)3170

